(一)　第682号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和36年(1961) 7月30日 (日)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 7140番
編集兼発行人　境　政

杵島 高松 の仲間たちと共に 炭労統一スト指令

第一波二日第二波九日にスト突入

炭労では七月二十六日第二回中央闘争委員会をひらき、杵島、高松のたたかいがおおきなヤマ場を迎えたいま、炭労としての統一行動について慎重に討議した結果、九五号指令を発し第一波八月二日、第二波八月九日のストライキ突入の指令を出した。なお、このストライキにあたって三池労組としては九炭労の指令にもとづいて行動することになっている。

更に連帯を強化

杵島・高松では現地指導委の指導で不敗の態勢をもって闘い抜いているが、とくに杵島では経営移行という社会性を無視した資本の本質を、露骨にしかも狂暴にむきだした住友独占の攻撃は、それが合理化の強要、組織の徹底的な破壊をねらったものであり、闘いの過程で出されたものであるにせよ、絶対に許すことはできないものである。

七月二十五日の炭労、住友の交渉で幸袋鉱業への経営移行は会社が撤回したが、会社の真のねらいである〝合理化案の強要〟〝組織の徹底的な破壊〟をも撤回したことでないことは明らかである。

この攻撃はいっそう強められてくることは明らかであり、その攻撃に炭労がなすところなく屈服させられるなら、われわれが死守しなければならない生活と権利・組織の防衛も日ならずして全炭鉱労働者から奪いとられるであろう。

一方高松では、会社は販路の喪失のあせりと、銀行資本のじめつけの中で、強引に合理化案のおしつけをしようと積極的に対決をせまってきた。

このような中で、炭労全体の体制をかため、炭鉱独占の非社会性をきゆう弾し、さらに闘いをわれわれに有利に導くために、階級的連帯にもとづいて緊急に決起しなければならない。

すべての組合員がこの事態を認識して闘いに立ち上がらねばならない。以上のような態度を中闘委で打ち出し、これへの意志統一の上に立って、炭労としての統一行動をつぎのように決定した。

一、指　標
1、合理化攻撃に対する抗議
2、政策要求アッピール
二、ストライキ突入支部
炭労傘下全支部
三、期日ならびに規模
第一波（八月二日）
大手…各番方一時間五十分時限ストライキ
中小…時間外職場大会
第二波（八月九日）
大手…一番方より二十四時間ストライキ
中小…各番方一時間五十分時限ストライキ
第三波以降については中央闘争委員会で決定し追って指令する
四、スト突入時における行動
1、各支部はスト突入時において総決起大会を開き、住友石炭、日本炭鉱に対し抗議を打電せよ。
2、杵島、高松近隣所在支部は九州地方本部の指示に従い、実員を派遣、両支部の激励、交流を行なえ。

九炭労指令

以上の中闘第九五号指令にもとづき、三池の統一行動について八月一日九炭労はつぎの指令を出した。

三池支部に関する交渉の推移から判断し、八月二日の全国一斉一時間五十分時限ストは第六四号指令第三波以降の中闘第九五号指令にもとづき、三池の統一行動について慎重に討議した結果、職場大会その他の方法をもって統一行動に参加せよ。

三池労組では九炭労指令にもとづき八月一日、つぎのような指示第十三号を発した。

一、指　標
1、合理化攻撃に対する抗議
2、政策要求アッピール
二、日　時
八月二日
三、行　動
各職場分会ごとに職場集会をひらき、指標に関する意志統一を行なうこと。
四、具体的細部事項については各支部長の指示に従うこと。

合理化反対・政策変更のための職場集会について

炭労中闘委員会は合理化攻撃と対決し、ねばり強い長期闘争をつづけている杵島、高松の闘争にたいする全炭労の統一行動として、指令第九五号によるストライキを指令した。

この統一行動にあたって三池労組は、九州炭労の指令によって動行することになってきた。

さらに、閉山攻撃をうけて七月四日以降無期限ストに突入している新屋敷労組、五月末以降毎週反ぷく七十二時間ストをつづけている大辻労組の仲間たちにも各職場、地域分会などからの自主的な激励交流カンパがおこなわれているが、きびしい闘いをつづけている新屋敷、大辻の同志にたいする激励と、三池支援にたいする感謝を表明し、三池闘争以来の連帯と統一をさらに強化するため次の行動を指示します。

記

一、行　動　米二にぎりカンパ
二、期　日　八月三日までに支部集約
八月四日までに本部集約
三、具体的細部事項については支部長の指示に従うこと。
以上

新屋敷・大辻の現況

新屋敷は七月四日から無期限ストに入り、会社は合理化を認めなければ閉山するといっているが、七月二十日すぎ交渉は中央に移され閉山の条件が提示され、中央交渉を継続している。

大辻は五月二十九日以降毎週月火曜に無期限七十二時間反ぷくストを続けている。会社は七月八日第四次案でわずかに譲歩を見せたが、組合は拒否。第五次案を最終案としてこれを認めねば閉山もやむを得ないと攻撃をかけてきた。

新屋敷 大辻 に米のカンパ

組合ではさきに杵島、高松への米カンパを行なったが、こんど閉山の悪条件で闘う新屋敷、大辻の仲間へのカンパを計画、つぎのような指示を出した。

なお、カンパ米は四日に本部に集約する。

× × ×

新屋敷労組　大辻労組へのカンパについて

われわれはさきに宇部の杵島・高松労組など可酷な合理化攻撃とのたたかいをつづける仲間たちに、カンパ活動をおこなってきた。

昭和35年下期期末手当配分

（36年8月13日支給）

1、昭和36年3月末日現在在籍直傭鉱員として、支給当日在籍する者（組合専従者及び職役除く）に対し次の通り支給する。

支　給　額

(1) 本人給　10、067円（内1、700円無税）－50、61％

(2) 家族給　700円（人当）　6月末扶養1人に付き－11、62％

(3) 所得給　0、085　自　昭和35年12月、至　昭和36年3月末日間の各人給所得額に乗ず－37、77％

※　但し所得総額とは

本人給、保障給、半夜手当、火薬運搬手当、出張手当特殊労働賃金、超過労働賃金、不就業手当、本人給諸手当、補正給、救護隊手当、精勤手当、34年及び36年新賃金協定額の月割額

※　所得総額より除くもの

家族手当、住宅手当、別居手当、公私傷病手当、公傷会社補給金、工具代、自転車代補助、マイト拾得代、消防手当、通勤手当

2、期後退職者

昭和36年4月1日以降支給当日までの停年退職者公死傷病および死亡による退職者、会社都合退職者（けい肺打切り）、女子結婚退職者にたいし、次の通り支給する。

支　給　額

(1) 協定額　19、058円　を一律支給（内1、700円無税）

(2) 一時金　1、000　円加単支給　但し36年6月末日現在在籍直傭鉱員にして以後支給当日までに退職した者

3、期中退職者

昭和35年10月1日以降36年3月末日までの間の停年退職者、公私傷病および死亡退職者、けい肺（打切り）退職者にたいし、つぎの通り支給する。

支　給　額

一般在籍者について決定された配分方法に準じて算出した金額を支給する。但し本人給は9、067円とする。

4、新規採用者

昭和36年4月1日以降採用され、引続き支給当日在籍する直傭鉱員に対し支給する。

(1) 4月中に採用された者　3、500円（内900円無税）

(2) 5月中に採用された者　2、800円（内600円無税）

(3) 6月中に採用された者　2、100円（内300円無税）

(4) 7月中に採用された者　1、400円

【註】一般在籍者の格差に準じた率81％が上記支給額となっているため、組合として検討する。

5、復帰組合員

昭和36年4月1日以降三池労組に復帰し、引き続き支給当日在籍する者に対しては次の通り支給する

支　給　額

一律　24、523円（内1、700円無税）

6、坑外夫特別措置

今次期末手当配分の一環として臨時組合費7月徴収額600円を免除する。

みいけ日誌

7月24日　本部役員会
25日　企画・労働合同会議　労働部長会議、期手山元交渉　本部役員会
26日　厚生部長会議、労働部長会議、期手山元交渉、職対＝三興タクシー完成式、組合と企業代表者会議
27日　杵島労組より120名来組交流
28日　教宣部長会議、九本出身理事会、福労金理事会
29日　企画会議、九本地方委員会、西鉱連執行委員会

労働者の正しさと団結をまもり卑劣な切り崩しをハネのけましょう

東京での三池支援大集会後デモ行進

あれから一年 (31)

事情聴取始まる

会社の挑発各所でつづく

あつせん案をめぐって会社の謀略は、ますます露骨とグルになって挑発を乱発してきた。

三十二回には、やつあたりの暴力団が組合本部になぐりこむ計画があるといううわさもあったが、これは失敗、大牟田駅周辺には九州各地の右翼団体、暴力団が集まって市民を驚かせた。二十三日には警官が勝立馬渡分会で抗議団に発砲する事まで発生した。

組合が政府・中労委のあつせんに応じ、あくまで労働基本権を守り抜く構えで軍隊の収拾にあたっているとき、何知らぬ顔の三井鉱山はいたずらに中労委への回答を引きのばし、世論の集中非難を浴びていた。

この中でも職組、第二組合の動揺はおおうべくもなく右往左往をつづけていた。

こうした情勢のもとで、三池のビラを配布した。

まず東京ではビラ二十万枚を用意し都民に配り、さらに二十五日から三日間は連日同じ二十万枚のビラを配布した。

二十五日の午後六時からは東京千代田公会堂で三池支援の屋内集会がひらかれ、二十六日は同じく日比谷公園で十万人の都民が集まり集会後は三井本店に抗議デモを行なった。

二十五日ギリギリの十一時五十二分、三井鉱山はあつせんに応ずる旨を中労委に回答してきたわれわれが回答してからまる五日目である。

中労委の事情聴取は二十六日午後四時からはじめられた。組合はあつせん期間中ビケを解かず、現状堅持をつづけることとなった。

第二十二次統一行動中央集会は、二十六日午後三時四十分から東京日比谷公園に二万人の労働者、民主団体、文化人、三池上京オルグ団が参加してひらかれ三池共闘強化を決議し、栗木社長への抗議文中労委会長への要請文を採択した。

三池争議のあつせんについて護憲連合、日本ジャーナリスト会議、原水協、国民文化会議、新劇団など「民主主義と三池を守る懇談会」を結成した五十七団体が二十七日代表を選出して中労委へ要請を行ない、労働基本権の確立を守ることなど五項目をつよく要請するなど、三池を守る声は日に日に高まり、全国民が中労委のあつせんに注目していた。

情勢をさらにアッピールするため中央では二十三日から総評、炭労を中心に各地区労が主催し積極的な情宣活動を開始いたした。

また、大阪では二十五日から三日間連日十万枚のビラを出し神戸、京都、名古屋地区も五万枚を用意して配り、三池支援強化を訴え、主要大都市での宣伝が強化された